

# 株 主 各 位

名古屋市中区栄四丁目5番3号  
株式会社 **ウッドフレンズ**  
代表取締役社長 林 知秀

## 第41回定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項）の一部訂正について

当社「第41回定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）」の一部に誤記がありましたので、下記のとおり訂正します。

### 記

訂正箇所（訂正箇所<sup>1</sup>に下線<sup>2</sup>を付しております。）

「第41回定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）」3ページから4ページに記載の「業務の適正を確保するための体制」のうち①、③、⑤および⑧に記載の内容の一部であります。

【訂正前】	【訂正後】
①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
c <u>リスクマネジメントを担当する役員を取締役会が選定して、当社およびその子会社におけるリスク管理・統制を行う。</u>	c <u>内部監査室を代表取締役の直轄組織とし、各部署の業務が法令・定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査する。</u>
d <u>内部監査室を前項役員の直轄組織とし、各部署の業務が法令・定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査する。</u>	d <u>リスクマネジメント推進委員会を設置し、当グループのコンプライアンス基本方針の周知等によりコンプライアンス経営を推進する。</u>
e <u>コンプライアンス推進委員会を設置し、当グループのコンプライアンス基本方針の周知等によりコンプライアンス経営を推進する。</u>	e <u>法令違反を早期に発見し、自浄作用を働かせるため、内部通報制度を運用する。</u>
f <u>法令違反を早期に発見し、自浄作用を働かせるため、内部通報制度を運用する。</u>	<u>(削除)</u>

【訂正前】	【訂正後】
<p>③損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p><u>b 事業遂行部門に対する内部牽制機能を担う部門として企画・管理系部門を位置づけ、各事業のリスクを監視する。</u></p> <p><u>c 内部監査室はリスク管理の状況に関して調査を行い、リスクマネジメント担当役員に報告する。</u></p> <p><u>d リスクマネジメント担当役員は、定期的に当社およびその子会社のリスク管理の状況を取締役会および監査等委員会にて報告する。その報告に基づき問題点の把握を行い、リスク管理体制の見直しを行う。</u></p>	<p>③損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p><u>b 事業遂行部門の経営資源投入状況に対する内部牽制機能を担う部門として間接部門を位置づけ、各事業のリスクを監視する。</u></p> <p><u>c 内部監査室は、各部門におけるリスク管理の状況に関して調査を行い、代表取締役および監査等委員会に報告する。</u></p> <p><u>d 代表取締役は、前項の報告に基づき問題点の把握を行い、リスク管理体制の見直しを行う。</u></p> <p><u>e 監査等委員会は、常勤監査等委員による日常のモニタリングおよび内部監査室によるフォローアップ監査の報告を通じて、前項の実効性を監視し、必要に応じて、取締役会にて改善を提言する。</u></p>
<p>⑤当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p><u>b 子会社との連絡会議を月1回開催し、当社グループとしての適切な経営判断を行うため、子会社の責任者は、経営会議において自社の経営状況を報告する。</u></p> <p><u>c リスクマネジメント担当役員は、子会社の重要な会議に出席するなどして、子会社におけるガバナンス状況を適宜把握し、必要に応じて見直しを指示する。</u></p> <p><u>d 当社の内部監査室は、定期的または随時、子会社に対する監査を実施する。</u></p>	<p>⑤当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p><u>b 当社グループとしての適切な経営判断を行うため、子会社の責任者は、経営会議において自社の経営状況を報告する。</u></p> <p><u>c 当社の内部監査室は、定期的または随時、子会社に対する監査を実施する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p><u>b 監査等委員会はリスクマネジメント担当役員および子会社の監査役との連絡会を定期的開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。</u></p>	<p>⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p><u>b 監査等委員会は子会社の監査役との連絡会を定期的開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。</u></p>

以上